

門真市内に事務所または事業所を有する法人等に寄附された方へ

○ 寄附金(税額)控除の概要

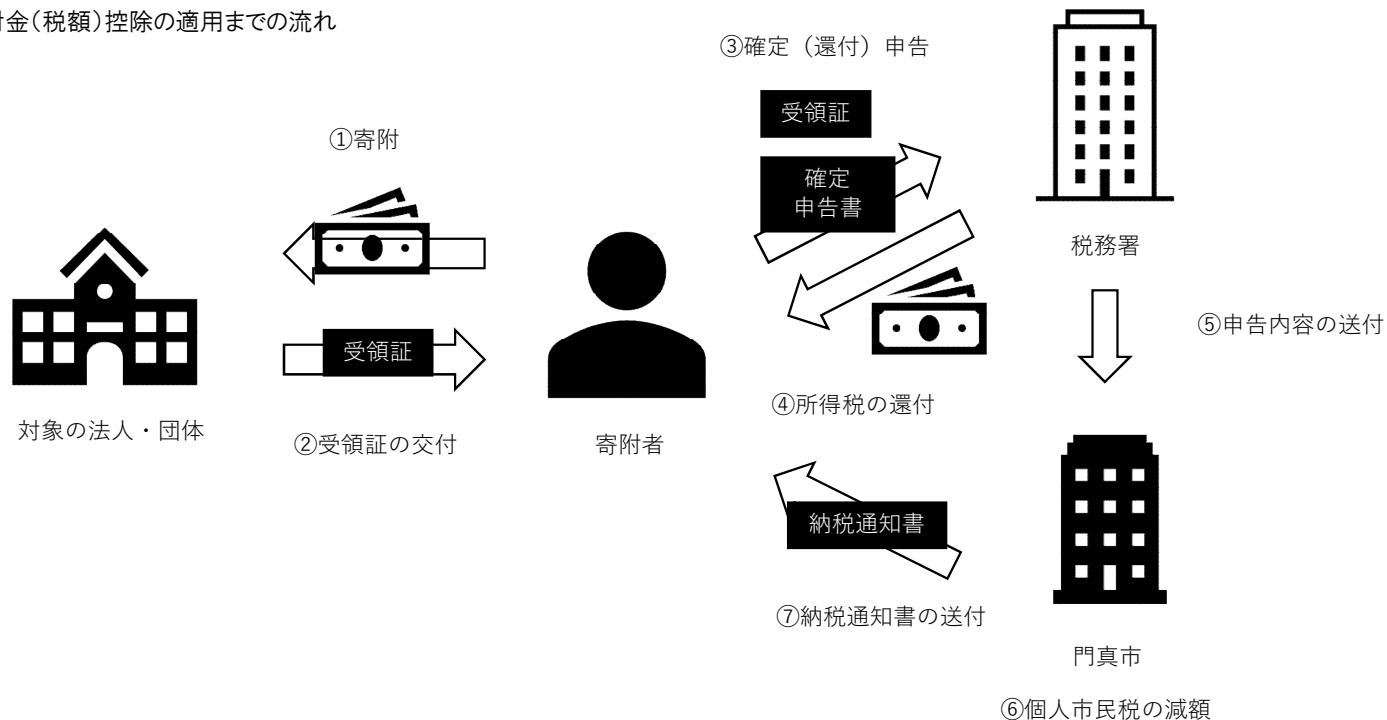
大阪府条例において定められた法人等のうち、門真市内に事務所または事業所を有する法人や団体に対して、年間(1月1日から12月31日まで)2,000円を超えて寄附をされた場合、支払った寄附金額に応じて、所得税および個人市民税から一定額が控除されます。控除の適用を受けるためには、寄附をした年の翌年の申告期限(3月15日)までに所得税の確定(還付)申告が必要です。

申告には、寄附金を受領する法人・団体が発行した受領証の添付または提示が必要となりますので、大切に保管してください。

なお、令和3年1月以降に寄附されたものが控除対象となります。

注 所得税が課税されず個人市・府民税のみが課税される方については、課税課に申告してください。

寄附金(税額)控除の適用までの流れ



※ 所得税の還付について

控除の適用により、所得税額が減額されます。減額の結果、給与等からあらかじめ納めた(源泉徴収された)所得税額が納め過ぎとなる場合は、所得税が還付されます。

※ 個人市民税の減額について

控除の適用により、ご負担いただく個人市民税額をあらかじめ減額のうえ、納税通知書をお送りします。